## 下妻市国民健康保険条例施行規則新旧対照表

現 行	改正
付則	付 則
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手	(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手
当金の支給)	当金の支給)
5 下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年下妻市	5 下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年下妻市
条例第18号)付則に規定する規則で定める日は、 <u>令和3年6月30日</u> と	条例第18号)付則に規定する規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> と
する。ただし、入院の継続等により労務に服することができない	する。ただし、入院の継続等により労務に服することができない
と市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算し	と市が認める場合には、傷病手当金の支給を始めた日から起算し
て1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。	て1年6月を超えない範囲の期間で、支給を延長することができる。